

## 京都府生活習慣病検診等管理指導協議会設置要綱

### (設置)

第1 都道府県は、がん、心臓病等の生活習慣病の動向を把握し、また、市町村、医療保険者及び検診実施機関に対し、検診の実施方法や精度管理の在り方等について専門的な見地から適切な指導を行うために、生活習慣病検診等管理指導協議会（以下、「協議会」という。）を設置・運営するものである。

### (所掌事務)

第2 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市町村における健康診査の効果、効率等の評価及び今後における検診の実施方法等に関する事項
- (2) 検診実施機関における精度管理のあり方に関する事項
- (3) 検診従事者講習会等に関する事項
- (4) その他前条の目的を達成するため必要な事項

### (組織)

第3 協議会は、委員60人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 行政関係者

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により委嘱又は任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

### (会長・副会長)

第4 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (部会)

第5 協議会の円滑な運営を図るため、がん検診部会、循環器疾患等部会及び生活習慣病登録・評価等部会（以下「部会」という。）を置く。

2 生活習慣病登録・評価等部会にがん委員会及び脳卒中委員会（以下「委員会」という。）を置く。

3 部会は必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

4 部会は会長が指名する委員で構成する。

5 第4の規定は、部会及び委員会にこれを準用する。

(会議等)

第6 協議会の会議は、協議会、部会及び委員会とする。

2 協議会、部会又は委員会は、会長、部会長又は委員長が招集し、その議長となる。

3 協議会、部会又は委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会長、部会長又は委員長は必要があると認めるときは委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

5 会長は必要があると認めるときは部会長及び委員長を招集し、必要な事項を協議することができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、健康福祉部健康対策課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月26日から施行する。